

2016/3/2

株式会社なんつね

## 設備投資をお考えの皆様には「今がチャンス！」です。

2014年1月20日から生産性向上設備投資促進税制が開始されました。

現在、以下の機種が証明書の発行対象機種です。

※当該税制の適用を受けるには他にも満たすべき要件があり、適用するかどうかの最終判断は管轄税務署が行います。制度の詳細は経済産業省のホームページにてご確認くださいか管轄税務署にお問い合わせください。

NTD-300・NTD-300F(※1)・NTD-165・NTD-165F・  
NUS-300(※2)・NUS-300Ⅱ(※3)・  
NYL-310V2(※4)・NYL-165V2(※5)・  
BOON-360SP・BOON-360EC(※5)・NS-300Ⅱ・SSN-180  
BOON-360ECⅡ

(※1) 2015年3月10日以降にお客様が取得する分が対象です。

(※2) 2015年1月14日までにお客様が取得した分が対象です。

(※3) 2015年1月15日以降にお客様が取得する分が対象です。

(※4) 2014年12月31日までにお客様が取得した分が対象です。

(※5) 2015年12月31日までにお客様が取得する分が対象です。

ご理解のほど宜しくお願い致します。

※その他の機種につきましては販売店又は弊社WEBサイトのトップページ「お問い合わせ」までご連絡頂きますようよろしくお願い申し上げます。

税制措置期間：平成26（2014）年1月20日～平成29（2017）年3月31日

制度の詳細はこちらから

経済産業省ホームページ>生産性向上設備投資促進税制

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)